

別添 3

預貯金等受入系統金融機関及び共済事業を行う協同組合連合会における経済事業資産及び外部出資の自己査定及び償却・引当に関する検査基準

(制 定：平成11年12月 3 日)

(最終改正：平成26年12月 1 日)

I. 経済事業資産及び外部出資についての自己査定基準の適切性の検証及び自己査定結果の正確性の検証

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>1. 経済事業資産の分類方法</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 経済事業債権 ① 経済事業未収金</p>	<p>経済事業資産とは、経済事業債権（経済事業未収金、受取手形及び受託販売債権（経済事業雑資産債権）をいう。以下同じ。）及び棚卸資産をいい、分類は次に掲げる方法により行う。</p> <p>経済事業債権の査定に当たっては、その回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、原則として債権（別添2の系統金融検査マニュアルの「資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの自己査定（別表1）」に規定するものをいう。以下同じ。）と同様の考え方に基づき分類を行うものとする。</p> <p>棚卸資産の査定に当たっては、価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類するものとする。</p> <p>経済事業未収金は、債権と同様の考え方により分類するものとする。</p> <p>なお、決済期限を超過しているもの、決済期限が未到来であっても経営不振等により債務者の信用状態が著しく悪化しているものであって、全額の回収は困難と見込まれるが額の確定が不可能なものはⅢ分類とする。手形交換所の取引停止等により回収見込みのないものはⅣ分類とする。</p>	<p>経済事業債権の分類方法の検証に当たっては、債務者区分が正確に行われているか（信用格付けが合理的に行われている場合は、債務者区分と整合性がとれているか。）、経済事業債権の対象科目、決済サイト等の内容を個別に検討しているか、担保や保証等の調整が正確に行われているかを検証し、自己査定基準に基づき分類が正確に行われているかを検証する。</p> <p>また、債権との名寄せを行い、同一債務者について債務者区分の整合性が図られているかを検証する。</p> <p>棚卸資産の検証に当たっては、棚卸資産の対象品目、使用期限等の内容を個別に実査しているかを検査し、自己査定基準に基づき分類が正確に行われているかを検証する。</p> <p>経済事業未収金が、左記に掲げるとおり分類されているかを検証する。</p> <p>また、農林漁家等に対する生産資材等の供給に係る経済事業未収金については、決済サイトの設定が農林水産物の生育期間等に適応したものとなっているか、受託販売代金が農林漁家等に迅速に精算されているか、適切な手数料率が設定されているかを検証する。</p>	<p>(注) 医療事業における自費未収金も同様に扱うものとする。</p>

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>② 受取手形</p> <p>③ 受託販売債権 (経済事業雑資産債権)</p> <p>(3) 棚卸資産</p> <p>2. 外部出資の分類方法</p>	<p>受取手形は、債権と同様の考え方により分類するものとする。</p> <p>受託販売債権（経済事業雑資産債権）は、経済事業未収金に準じて分類する。</p> <p>棚卸資産は、価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類を行うものとする。 なお、計上後1年以上経過したもの（在庫の必要性のあるものを除く。）は、原則としてⅡ分類とし、期限切れのもの、品質低下等で減額すべきもの、販売処分できないものはⅣ分類とする。</p> <p>外部出資は、債権と同様の考え方により価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類を行う。 ただし、株式については、別添2の系統金融検査マニュアルの「資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの自己査定(別表1)」又は別添4の系統共済検査マニュアルの「資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリストの自己査定(別表1)」の「2. 有価証券の分類方法の(3)の②及び(4)」により分類するものとする。 なお、価値の毀損の危険性がない場合であっても、系統金融機関の事業と関連性の薄いもの及び出資目的が達成されたと認められるものについては、原則としてⅡ分類とする。 また、株式以外の外部出資について、外部出資先の財政状態の悪化により期末の出資金の実質価額が取得時の実質価額に比べて50%以上低下している場合は、当該差額をⅣ分類とする。ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けされるのであれば、当該差額をⅣ分類としないことができる。</p>	<p>受取手形が、左記に掲げるとおり分類されているかを検証する。</p> <p>受託販売債権（経済事業雑資産債権）が、左記に掲げるとおり分類されているかを検証する。</p> <p>棚卸資産が、左記に掲げるとおり分類されているかを検証する。 なお、生産資材及び生活資材については、過剰在庫の防止、先入先出の励行等が分類資産と連動することから適正な在庫管理が行われているかを検証する。</p> <p>外部出資について、左記に掲げるとおり分類されているかを検証する。 なお、外部出資については、その出資先が農林水産業・農山漁村の振興に寄与するものであるか、また自己資本の額に照らして過大なものとなっていないかを検証する。</p>	

II. 経済事業資産及び外部出資についての償却・引当基準の適切性の検証及び償却・引当結果の適切性の検証

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
<p>1. 経済事業資産</p> <p>(1) 経済事業債権に係る貸倒引当金</p> <p>(2) 棚卸資産の評価</p> <p>2. 外部出資の評価</p>	<p>経済事業債権については、貸倒引当金の対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もり計上する。</p> <p>また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付、債務者区分に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付、債務者区分に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。</p> <p>以下、具体的には、別添2の系統金融検査マニュアルの「資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの償却・引当(別表2)」の「1 貸倒引当金」の「償却・引当基準の適切性の検証」の規定により検証する。</p> <p>棚卸資産については、IV分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</p> <p>外部出資については、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先については、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、III分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上する。</p> <p>また、IV分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</p> <p>ただし、株式については、別添2の系統金融検査マニュアルの「資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの償却・引当(別表2)」又は別添4の系統共済検査マニュアルの「資産査定及び償却・引当確認検査用チェックリストの償却・引当(別表2)」の「3. 有価証券の評価の口」により評価するものとする。</p>	<p>貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信用格付、債務者区分を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。</p> <p>次に、被検査系統金融機関の信用リスクの程度に鑑み、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。</p> <p>以下、具体的には、別添2の系統金融検査マニュアルの「資産査定管理態勢の確認検査用チェックリストの償却・引当(別表2)」の「1 貸倒引当金」の「償却・引当結果の正確性の検証」の規定により検証する。</p> <p>棚卸資産について、左記に掲げるとおり、損失見込額を直接償却しているかを検証する。</p> <p>外部出資について、貸倒引当金と同様の方法により左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか直接償却算定しているかを検証する。</p>	<p>(注) 医療事業における自費未収金も同様に扱うものとする。</p>